

○長門市土木系工事における「週休 2 日工事」の実施要領（土木標準積算基準を適用する工事）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、建設業の働き方改革の推進を図るため、市が発注する土木系工事（土木工事、土木系機械設備工事、土木系電気設備工事及び漁港漁場関係工事を含む。）における週休 2 日工事の実施に必要な事項を定めるものとする。

なお、漁港漁場関係工事については、別紙「港湾工事における週休 2 日工事の補正方法等の取扱いについて」によるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 用語の定義は、次の各号による。

（1） 週休 2 日工事（現場閉所型）

ア 「週休 2 日工事（現場閉所型）・完全週休 2 日」とは、対象期間内で連続する全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

イ 「週休 2 日工事（現場閉所型）・月単位」とは、対象期間内で連続する全ての 4 週間（28 日）において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ 「週休 2 日工事（現場閉所型）・通期」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

エ 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

オ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場

や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所も含む。

カ 「4 週 8 休以上の現場閉所」とは、現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5%(8 日／28 日)の水準以上に達する状態をいう。

(2) 週休 2 日工事(交替制)

ア 「週休 2 日工事(交替制)・完全週休 2 日」とは、対象期間内で連続する全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら 1 週間に 2 日間以上の休日を確保する取組をいう。

イ 「週休 2 日工事(交替制)・月単位」とは、対象期間内で連続する全ての 4 週間(28 日)において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日を確保する取組をいう。

ウ 「週休 2 日工事(交替制)・通期」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日を確保する取組をいう。

エ 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

また、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。施工体制台帳上の工期のうち実働期間が分散している場合には、受発注者協議で対象期間を設定するものとする。

オ 「4 週 8 休以上の休日」とは、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合(以下「休日率」という。)が、28.5%(8 日／28 日)の水準以上に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

(対象工事)

第3条 現場作業を行う期間が1週間以上の全ての工事を対象とする。（「週休2日工事(交替制)」の場合は、「現場作業を行う期間」を、「技術者及び技能労働者が従事する期間」に読み替える。）

（発注方式）

第4条 発注方式については、次の各号による。

(1) 発注者指定型の「週休2日工事(現場閉所型)」として発注する。

また、現場閉所が馴染まない工事は、発注者指定型の「週休2日工事(交替制)」として発注する。

現場閉所が馴染まない工事の例
ア 緊急性が高い工事等で休日(土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇)に作業が必要な工事
イ 連続施工せざるを得ない工事
ウ 社会的要請により早期完成が望まれる工事

(2) 現場作業着手前に限り、受注者が発注者に協議した上で、現場閉所型は交替制に、交替制は現場閉所型にそれぞれ変更することができる。

(3) 現場閉所型・交替制のいずれも困難な工事は、週休2日工事の対象としないことができる。

週休2日工事の対象外とする工事の例
ア 災害復旧工事のうち、応急復旧工事(緊急随契を行うような工事)

（発注方法）

第5条 発注方法については、次の各号による。

(1) 発注者は、入札公告又は現場説明書に発注方式(週休2日工事(現場閉所型)、週休2日工事(交替制)のいずれか)を記載する。また、施工条件書に週休2日工事の適用について明示する。

(2) 工期の設定にあたっては、「土木工事における適正な工期設定の考え方(山口県土木建築部技術管理課)」によるものとする。

（実施方法）

第6条 実施方法については、次の各号による。

(1) 受注者は、契約後速やかに、完全週休2日、月単位、通期のいずれを実施するかを検討の上、必要工期について確認を行う。

なお、発注者が示した工期を延伸したい場合は、計画工程表を発注者へ提出すること。ただし、同等の内容が確認できる資料あれば指定様式以外も良い。

(2) 発注者は、前号により工期の延伸が必要と認められる場合は、速やかに工期延伸に係る契約変更を行うものとする。

(3) 受注者は、第1号により決定した実施内容を確実に履行するものとする。
なお、官公庁の休日に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に連絡すること。

また、週休2日工事(現場閉所型)・完全週休2日において、受注者の責めによらず、悪天候の影響により、やむを得ず平日に現場閉所し、土日に施工が必要な場合、土日に代わる現場閉所日を同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。

(4) 工事着手後に、工程の変更理由が以下のアからオまでに示すような受注者の責めによらない理由により、工期の延伸が必要となった場合は、適切に工期の変更を行う。

ア 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

イ 著しい悪天候や気象状況により「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合

ウ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合

エ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合

オ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(週休2日の確認方法)

第7条 週休2日の確認方法については、次の各号による。

(1) 週休2日工事(現場閉所型)

受注者は、工事完了後、現場閉所の状況を確認できる実施工程表を監督職員に提出する。

なお、期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとする。

(2) 週休2日工事(交替制)

受注者は、工事完了後、技術者及び技能労働者の勤務状況が確認できる実施工程表を監督職員に提出する。

なお、期間は、技術者及び技能労働者が従事した期間とする。

(3) 共通事項

実施工程表については、同等の内容が確認できる資料であれば指定様式以外でも良い。

発注者は、書類の作成負担等を考慮し、実施状況に疑義がある場合に限り、受注者に出面表等の根拠資料の提示を求めることができる。

(経費の補正方法)

第 8 条 経費の補正は行わない。

(工事成績評価)

第 9 条 工事成績評価は、次の各号による。

(1) 週休 2 日工事(現場閉所型)

ア 受注者が月単位を実施し、これの達成が確認された場合に、工事成績評価の調査項目別運用表において加点対象とする。また、完全週休 2 日を実施するとした場合において、これの達成が確認された場合に、工事成績評価の調査項目別運用表において加点する。

イ 明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られず、週休 2 日を達成できなかった場合については、内容に応じて点数を減ずる措置を行うものとする。

(2) 週休 2 日工事(交替制)

ア 前号の「現場閉所」を「技術者及び技能労働者の休日確保」に読み替えるものとする。

(3) 共通事項

提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、長門市工事等請負契約に係る指名停止等の措置要綱(平成 17 年長門市要綱第 62 号)に基づく不誠実な行為として取り扱う場合がある。

(工事標示板)

第 10 条 受注者は、週休 2 日に取り組んでいることを、工事標示板に明記するものとする。

(アンケート調査)

第 11 条 受注者は、監督職員からアンケート調査の依頼があった場合には、協力するものとする。

(その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。